

令和7年度 盛岡地域市民後見人養成講座

受講者募集

受講無料

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。

市民後見人とは、市町村等が実施する後見人養成講座を受講するなどして成年後見制度に関する知識・技術・社会規範・倫理性を身に付けた社会貢献に意欲のある一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

盛岡広域成年後見センターでは、同じ地域に暮らす市民としての特性を活かした後見活動を展開できるよう、下記のとおり市民後見人養成講座を開催します。

日 時

令和7年7月1日(火)～9月2日(火)まで 週1回 全9回
〈講義〉概ね10:00～16:40 〈施設実習〉9:00～16:50

会 場

岩手教育会館（盛岡市大通一丁目1番16号）

定 員

30人 * 定員を超えた場合は抽選となります。

対 象

次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 盛岡広域8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)に在住の方
- ② 令和7年4月1日現在における年齢が満20歳以上70歳以下の方
- ③ 原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方
- ④ 成年後見制度及び市民後見人の活動に理解と関心がある方

* 上記に関わらず、次の要件のいずれかに該当する方は、受講できません。

- ・ 民法第13条に規定する制限行為能力者(未成年者、成年被後見人等)
- ・ 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
- ・ 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の団体に加入し、その団体での後見活動が可能な方



講座内容

市民後見概論や対象者の理解を始め、成年後見制度を取り巻く関係諸制度など50単位

期 日	科 目	* 科目内容は変更となる場合があります。
7月1日(火)	開講式、市民後見概論、成年後見制度概論・各論ⅠⅡ	
7月8日(火)	介護保険制度、高齢者・認知症の理解、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法	
7月15日(火)	知的障がい者の理解、精神障がい者の理解、障害者福祉制度、対人援助の基礎	
7月22日(火)	家族法・財産法、地域福祉・権利擁護の理念、意思決定支援の基本	
7月29日(火)	社会保障と年金及び医療保険、年金、健康保険、生活保護、税務申告、消費者保護	
8月5日(火)	申立手続き書類の作成、成年後見の実務①②	
8月20日(水) [※]	施設実習 ※8月20日(水)か8月21日(木)のどちらか1日受講	
8月21日(木) [※]	施設実習 ※8月20日(水)か8月21日(木)のどちらか1日受講	
8月26日(火)	成年後見の実務③、成年後見制度と市町村責任、家庭裁判所の役割、成年後見活動の実践報告	
9月2日(火)	事例報告と検討①②、市民後見人像、修了式	

応募方法

裏面の受講申込書に必要事項を記入の上、盛岡広域成年後見センター宛に郵送、ファクス、持参によりお申し込みください。持参による受付は平日9時から17時までです。
応募締切は、令和7年5月30日(金) 必着です。
締切後、1週間程度で受講可否通知を郵送します。

申込み・問合せ先

盛岡広域成年後見センター
〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階)
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内
Tel: 019-626-6112 Fax: 019-656-0612

主 催 盛岡広域8市町
(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

運 営 盛岡広域成年後見センター
* 盛岡市・滝沢市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町が共同で設置したセンターとなります。

令和7年度 盛岡地域市民後見人養成講座 受講申込書

【郵送】	〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階
【持参】	特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか 講座担当宛
【FAX】	019-656-0612

表面の受講概要をご確認いただき、太枠内に必要事項をご記入・○印の上、お申込みください。

		申込日		令和7年 月 日	
ふりがな 氏 名	(姓)	(名)		生年月日	1 昭和 年 月 日 2 平成 (歳)
	住 所	〒			
自 宅	電 話			携帯電話	
	在職状況 1 在職中 2 主婦(夫) 3 学生 4 無職 5 その他 ()				
勤務先 (在職中の方)	事業所名				
	住 所	〒			
	電 話			職 名	
連絡先	平日(9時~17時)の 連絡先	1 自宅電話 2 携帯電話 3 勤務先電話			
	文書送付先	1 自宅 2 勤務先			
資格等	(現在保有されている資格・免許についてご記入ください。)				
主な職歴	1 一般企業 2 医療・福祉 3 金融機関 4 自営業 5 公務員 6 その他 ()				
講座を知った きっかけ	1 市・町の広報 2 ホームページ 3 施設等に配置してあるチラシ 4 その他 ()				
受講動機 (複数選択可)	1 市民後見人として活動したいため 2 社会貢献のため 3 成年後見制度に関心があるため 4 身近に成年後見制度を利用または検討している人がいるため 5 その他 ()				

受講申込書に記入された個人情報は、本講座の実施・運営のみに利用させていただきます。

〈申込み・問合せ先〉

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内

【電話】019-626-6112 【FAX】019-656-0612